

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 背景

近年は、高齢化の進展が著しく、2025年には今まで社会を支えてきた団塊の世代の方が75歳以上となり、医療や介護が必要となる方が増えてきます。障がい者も年々増加し、支援が必要となっていますし、少子化の進行を防ぐために、子育て支援も今まで以上に重要となっています。

また、近年の経済状況の悪化や雇用形態の変化により、非正規雇用者の増加で失業のリスクが高まり、経済的な困窮から支援が必要な方も増えています。さらに、ひきこもり、うつ病などの精神疾患の発症、孤独死、自傷自殺行為、家庭内暴力やドメスティックバイオレンス、虐待などが新たな社会問題として浮かび上がっています。これらの問題は、家庭の問題として表面化しにくく、見逃されがちですが、様々な制度の「はざま」にあって、非常に重大で解決の難しい地域の問題となっています。

家族のあり方も、核家族の増加、晩婚化に伴う子どもの減少、未婚率の上昇による単身者の増加、長寿化による高齢世帯及び一人暮らし高齢者の増加など、多様化しています。

一方、阪神淡路大震災、東日本大震災などの支援を通じて、ボランティア意識も高まってきました。また、日本全国で、地域の課題を解決するためのNPO法人も多く立ち上がり、行政の支援に頼るだけでなく、自分たちの課題は自分たちで解決しようという動きも活発になってきました。

東浦町も、高齢化が進んできています。また、制度の「はざま」で困っていても声を上げることのできない方も多くいるのではないのでしょうか。地域の問題は、複雑、多様化していて、簡単に解決することはできません。

そのような状況の中で、地域の住民が、安心して地域で住み続けるために、行政としての役割や、住民同士で何ができるのか、ボランティア、NPO法人、福祉施設などはどのように地域のために活動できるのか。それぞれが今後、どのように地域福祉に関わっていくことが望ましいのかについてまとめる必要があり、この地域福祉計画を策定することとしました。

(2) 計画の法的根拠

平成 12 年 6 月に、社会福祉事業法が抜本的に改正され、「社会福祉法」が制定されました。社会福祉法第 1 条で、地域福祉とは「地域における社会福祉」と定義されています。また、第 4 条に地域福祉の推進として「地域住民、社会福祉を目的とする者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。つまり、地域に生活するものすべてが地域福祉の推進に努めなければならないということです。

また、計画の策定に関しては、社会福祉法第 107 条に市町村は、地域福祉計画を策定する場合は、あらかじめ、地域で生活するものすべての意見を反映させるよう努めることと規定されています。

社会福祉法抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

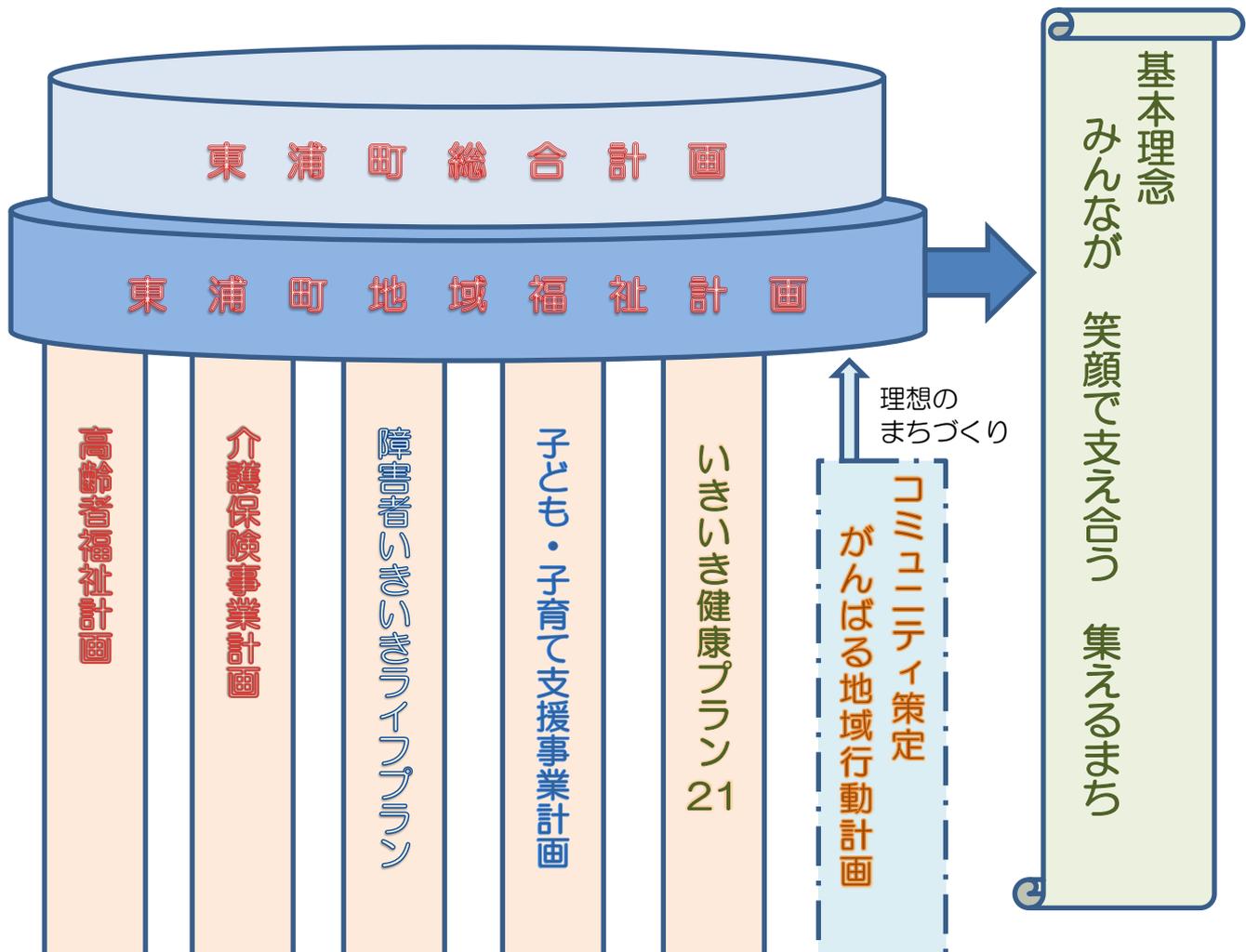
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画の位置付け

(1) 総合計画、分野別計画との関係

本町には、まちづくりの指針となる第5次東浦町総合計画があります。地域福祉計画は、第5次東浦町総合計画に基づき、より具体的に地域福祉を推進することを目的に策定しました。

また、行政計画である「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者いきいきライフプラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康プラン 21」などの分野別計画や、コミュニティが地域住民の声を集約した「がんばる地域行動計画」もすでに策定されています。これらの計画と地域福祉計画は、密接な関係を持ちつつ、「みんなが笑顔で支え合う集えるまち」を目指し、さまざまな分野ごとに目的の達成を目指しているものです。



(2) 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画には、社会福祉法第 107 条に次のアからウのように盛り込むべき事項が定められています。また、厚生労働省社会・援護局長からの通知により、次のエ及びオの事項も地域福祉計画に盛り込むこととされています。

ア 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

イ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ウ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

エ 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

オ 生活困窮者自立支援法策について必要な事項

上記のほかには、特に定めはありませんが、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障できるように配慮して、必要な事項を盛り込んでいく必要があります。

社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

(1) 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年とします。
 なお、地域福祉計画は、東浦町の福祉、健康を包括的に定める計画であり、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者いきいきライフプラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康プラン21」などの分野別計画と連携を図るとともに、計画の期間をできる限り統一するべきであると考えます。

また、制度や施策の改正や分野別計画の状況などを踏まえ、前期2年、後期3年に分けて見直しを行います。

各分野別計画の施策期間								
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
総合計画	第5次計画(10年)							
地域福祉計画	策定期間		前期		後期			
高齢者福祉計画	第5期(3年)							
介護保険事業計画	第6期(3年)							
障害者いきいきライフプラン	第3期(3年)							
子ども・子育て支援事業計画	後期(5年)							
いきいき健康プラン21	後期計画(5年)							

(2) 計画策定後の評価

東浦町としては、地域福祉計画を策定することが目的ではなく、「みんなが笑顔で支え合う集えるまち」とすることが目的です。地域福祉計画は、その目的を達成するための手段と考えていますので、数値目標をつくって評価することは困難ですが、地域福祉を推進するための過程や実績は、公表することが必要であると考えています。

また、年に1度、地域福祉推進委員会を開催し、計画の進捗状況やその内容を審議するとともに、ホームページなどで経過を公表し、多くの方に地域福祉に興味を持っていただき、様々なご意見をいただきたいと考えています。

4 策定への流れ

計画策定までのプロセスとして、各地区コミュニティで策定したがんばる地域行動計画及び東浦町地域福祉計画に関する住民意識アンケートを行い、地域の課題として計画に反映しました。また、分野別計画と課題の共有を図り、施策の整理を行いました。

現状の整理、課題の積み上げから、課題解決のキーワードとして「居場所」、「安心」、「協力」、「思いやり」の4つを設定しました。課題解決のキーワードを基に基本理念を定め、4つの課題解決のキーワードから基本目標を掲げ、基本目標を実現するための基本施策を定めました。

